

際して、それは各県に事業所ごとですから、事業所ごとに申請が出てくるわけです。出てくるところまで結果いかなかったのですが、いきそうなところまで来たわけです。その時に各県ではそれを拒否することは今の法制度上はできないということで、私どもとしても出てきたら、これは覚悟して受けざるを得ないのかなと、そういう議論もしていたのですが、結果はそこまではいかなかったのですが、某県知事さんは、絶対にそんなことは出てきても超法規的にも受け付けんというようなことを言われたこともありましたけれども、そういう面では法律的にしっかりしていかないと、基本的には私ども行政は法を守る立場ですので、それが制限ない中でこういう同一グループ内で移したので申請しますと言って出てきた場合は、それは受け付けざるを得ません。問題の事業者が世間で批判される中で、自主規制が今回は働いた場合だと思いますが、必ずしも自主規制が働くとは限りませんので、これは是非とも整備として明文化してほしいなと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。櫻井委員、今の小島委員のお話に何かコメントありますか。

○櫻井委員 判断の違いだと思うのですが、そういう対応を明文化するという形をとらなくても可及的に弊害を遡減することは可能なのではないかとということと、そうはいつても、いなくなっちゃうと一番困るわけで、連座制とも関係しているわけですが、そういう意味で、コムスン事例というのはまさに脱法だったところが問題で、脱法的な行為は阻止されなければならないのですけれども、ある程度、本当に完璧に100%きれいな事業者でなければ介護事業はできないということだとするとちょっと理想論にすぎちゃってかえって不都合がむしろバランスとしては生じるのかなという点がちょっと気になるということで、これは後の事業の継続みたいな話とかかわってくるのだと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。ほかにこの件について御意見ございますでしょうか。狩野委員どうぞ。

○狩野委員 この部分は都からの提案をした部分でもあるのですが、先ほど御意見にあったように、必ずしも事業主体は株式会社だけではありません。NPO法人、社会福祉法人、医療法人もあるわけですから、同一資本グループ内の譲渡というような表現が妥当かどうかというのは専門の先生方の御意見を聞いて検討していただければいいかと思います。私は実質的な支配、非支配関係にある場合についてやはり制限を一定すべきだなと。親会社、子会社、株式の保有率ということであると、いろんな事例がありまして、100%株式所有から数%の株式保有までさまざまな形態があるので、そういう形での規制は難しいのではないかと考えています。

○遠藤座長 ありがとうございます。ほかに御意見いかがでしょうか。山本委員どうぞ。

○山本委員 若干補足させていただきますけれども、私も支配、非支配という形でいくか、同一資本グループという形でいくか、そういったグループ自体を規制対象に加えるという方法をとった場合に、概念としては支配、非支配という概念を用いたほうがいいのではないかと申し上げているわけでありまして、そのようなアプローチを積極的にしなければなら

らないとまで申しあげているわけではないのです。そういうアプローチをとらないとすれば、具体的に問題を起こした法人があつて、コアの対処をしてもらわなければならないときに、それをどこが受け継ぐかというときに、仮に同一資本グループ内であっても、あるいは共通の持株会社の下にぶら下がっていても、具体的に事業を譲り受ける側についてきちんとガバナンスも含めてデューディリジェンスをして、問題ないということが第三者的な立場にある人などから、今回、実際コムスンはそのような方式をとられたわけですが、それで問題ないと認めた事業者であれば同一資本グループ内でも譲渡していいとか、そういうアプローチをとることも可能であるとは思いますが。

○遠藤座長 ありがとうございます。木間委員どうぞ。

○木間委員 今の点ですが、グループ内での事業譲渡の制限は明文化しておいたほうがよいと思うのです。理由は、親会社と同一グループの消費者トラブルをみると、内容は違いますが、同一グループの事業者は苦情が目立つのです。「組織ぐるみ」という言葉は悪いですが、何か共通する経営方針があるのではないかと思うことがあります。

介護の問題以外の事業者について国民生活センターで見てきた苦情をもとに言えば、悪いことをした人たちというのは悪いことを続けるんですね。今、L&Gの人がそうですけども、長年、悪質業者ばかり見てきたものですから、この辺の制限は必要ではないかと思えます。

○遠藤座長 ありがとうございます。実態を踏まえてということでございます。それでは、小山委員どうぞ。

○小山委員 済みません、3回目になっていろいろ勉強させていただいたのですが、最初のときに幾つかの対比点があつたと思うのですが、今回の事案が、コムスンさんのことを、不正なのか不当なのかという結論がまだ出てないのですが、もう一回言いますが、私は虚偽の申請をするのは不正だと申しあげているんですね。それが著しく不当かどうかということではなくて、だって虚偽の申請、雇ってない人を雇っているように見せかけて申請するというのが、これが著しく不当かどうかという議論なら、これは不正なのだと申しあげているんですね。

その不正に対することと、もう一つ著しい不当という言葉が、著しい不当と書いてあるから著しい不当が一体何なのかという議論になつたのでしょうけど、今回の事案の再発防止かわるのだったら、今回は不正だったという頭をはっきりしておかないと、そこがぐちゃぐちゃになつちゃうとぐちゃぐちゃだと。

それから幾つかの対比点があるのですが、もし厚生労働省に落ち度があるとすれば、18年4月1日から制度改正はしましたけれども、広域の展開とか、全国展開への制度設計上の予見が不十分だったということになるのだと思うんですよ。まさかこんなに広域展開で全国展開して、グループで意思決定をして、まずいことがあれば廃業すればそれでいいのだというふうに決める会社が出てくるということを目撃できなかったんですよ。これはそうですよね。

ですから結論から言うと、ここだけでいえば、広域展開、全国展開で不正行為を行った場合に、不正行為を行ったグループの事業譲渡に対してというすごいいっぱいくっつきましたけど、それに対して何らかの規定を設けることは必要だろうと言っておきたいと思います。

なぜそんなこと言うかということ、介護保険は規制緩和をいっぱいしてつくった制度であるということなのでございますが、実質的な支配基準という議論は何年も厚生労働省の中で私は少なくとも聞いてきました。これは医療保険の問題で、例えば診療所をお医者様が開いていますと。診療所のお医者様の娘さんが診療所の前で調剤薬局開くんですね。これを禁止しちゃうんですね。同族関係で支配関係にあるからそんなことしちゃだめよということをするわけです。ですから、かなり個人レベルの支配関係といいますか、家族・親族ならだめよとか、あるいは社会福祉法人というものに対する同族の理事が何分の1じゃなければだめよというので、何かよくわからないのですが、厚生労働省のやり方は、やめてみて気がつくのですが、何でも事業所単位で属人的な単位で、なるべく家族で利益を回らないようにというようなことになっているのですが、多分制度的に弱いのは人に着目するのはすごい得意なんですね。ですから理事とか役員は兼務してはだめよとか、6年間もさよならにしちゃうよという人に関しての規定はついているのですが、何しろ社会保障を中心的にやるような役所なので、資本関係については余り知識がないというか、金の結びつきよりも、血とか人間に着目している役所なので、完全に無頓着だったというので、きょうはそんなことで大変申し訳ないのですが、同一資本グループ内といった場合に、私のような者でも、例えば子会社、孫会社、連結決算対応、強固な業務提携、役員派遣と全部思いつくこと言いますが、何がグループなのですかといった場合、グループといってもなかなか難しいのですよ。「三菱」という名前がつくのが全部グループだとか言われると大変なこと、「トヨタ」がつくなら全部グループだという、そうでもどうもなくて、トヨタという名前つかなくても、アイシン精機という会社もありますし、一体何がグループなのだと。

資本関係を全部見るのかということになると、そうすると厚生労働省なり都道府県は介護事業者の資本関係を全部知ってなければいけないということになるのですね。調べられる方法があるということになってしまいますので、申請時に何か書いてもらうのはいいのですが、その後、変わったらちゃんと知らせてくれ。どうやってやるのかよくわからないのですが、コンピュータかなんかに入れて決済するならいいのですが、それをまた紙ベースで隣の県に聞いたりしていることは大変ですし、それから本社が、全国展開しているものは本社は東京にあるわけではないんですね。静岡県にある場合も北海道にある場合もあるわけですし、そうしますと、同一グループといった場合に、それを事業譲渡の制限を加えるという規定は、国がどうもやらなければいけないというので、国に権限付与はしなければならぬのかと思うんです。

したがって、私はよくわからないので、同一グループ内での事業譲渡に関して何か言え

るというよりも、同一グループ内での事業譲渡に対して厚生労働省が何か言えるという規定は設けざるを得ないのだろうけれども、どんなものでもグループ会社といたら、医療法人が社会福祉法人持っていて、社会福祉法人が株式会社持っていて、株式会社では有料法人ホームやって、社会福祉法人では特別養護老人ホームやって、医療法人は老人保健施設と診療所やっているという、これは全部実はグループではないんだよね、みんな別々。こっちはグループではないんだけど、株式会社になると、みんな全部グループだというんですね。頭が悪いもので、これ以上はわからないのですが、「同一資本グループ内」という、この言葉がよくわからないので、もう少しお勉強をさせていただくか、お勉強していただくか、資料出していただかない限り、ここの議論は結論が出ないのではないかと思います。

ちょっと長くなりました、済みません。

○遠藤座長 小山委員の御意見としては、支配関係あるいはグループというようなもの仮にあった場合の譲渡、それが仮にそれが規定できたとした場合は、その中での譲渡に対して何らかの規制を加えるということはそれはよろしいのですか。

○小山委員 はい。

○遠藤座長 そもそもグループの定義ができないのだから、余り意味がない話なのかという話なのか、もう少し考えてグループの定義を考えなさいという、そういうことなのか。

○小山委員 意味がないとは一言も言ってない。例えば全国とは言わないけど、広域に展開する事業者であって「同一資本グループの」とつけないと、何でもかんでも同一資本グループといたら、診療所と調剤薬局とヘルパーステーション持っていると、これは同一グループだということになってしまうので、もし事案に沿って考えるのだったら、先ほども言ったように、広域展開、全国展開をした何百という事業所を持つ事業者が、こんな不正をするという予見をしてなかったということが問題ですから、やるときはやるんだなというのですから、今度やるときにはだめだぞと言えるようにはしておいてもらわないといけません。ただ、同一資本グループ内ということを書いてしまうと、今後行政が指導する場合に何が同一グループなのかで、また有限解釈しろという形で、明文化しろとか言われて、グループにはいろんな、交際の仕方にもいろいろあるようですから、資本関係にもいろいろあって、「同一資本グループ」という言葉だけで議論を進めてしまっちはちょっと難しくなっちゃうんじゃないですかという意味で、やることは明文化しておいたほうがいいと思います。

○遠藤座長 わかりました。ありがとうございます。櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 確認させていただきたいのですが、先ほど小島委員が、知事が超法規的措置とおっしゃったのは、それは事業譲渡されて、改めて指定が上がってきたときにどうするか、指定の申請が来たときにどうするか、そういう対応ですね。

○小島委員 そうです。

○櫻井委員 今は会社法的な御議論でやっていると思うのですが、多分理屈上は申請が上

がってきたときに、申請権の濫用というのは一般法理としては承認されているところで、たしか土地関係の法律だと濫用が心配される場合は明文化していて、私人が申請してきたときにはそのまま通さなくていいというような条文が幾つかあったと思うんです。ちょっと私、条文を失念しているのですけれども、だから申請ベースのところではブロックできればむしろ問題ないわけで、そういう意味で超法規的にする必要は全然なくて、やろうと思えば阻止できたということなので、そういう会社法的な、事業譲渡そのものを制限しなければいかんかというのが1つ、それはそれとしてとりあえず置いておいて、要するに指定されなければ問題は起きないので、その部分で考えると、そんなに大きな制度を改正しなくても足りるのではないかという印象をちょっと持ちました。

○遠藤座長 わかりました。恐らくこの議論はまだ続くかと思えますけれども、ほかにも検討することがありますので次に進みたいと思います。

次は非常に重要な課題の「(3)『連座制』の在り方」ということです。ここにもいろいろな意見が出ておまして、ランクづけをつけるべきではないかとか、「地域限定的な不正」と「横断的な不正」は分けて対応するべきではないか。いろんなことが書かれております。要するにより細かく対応する必要があるのではないかという意見があるということですが、これらについて御意見いただきたいと思えます。櫻井委員お願いします。

○櫻井委員 たびたび済みません。「連座制」については、私も何で連座制なんて設けたのだろうというのがあって、本来ゼロベースで議論すると思すと、ほかの対応は幾らでも考えられるのに、なぜあえてこんなに大きな影響をもたらすような仕組みをつくってしまったのか、何となく目的と手段がばらばらだなどといいますか、比例原則に反しているなどという感じがしているので、ここは緩和をすることがいいのではないかと思いますし、一定程度サンクションの効果あることは事実ですけれども、先ほど人の関係が強いみたいなお話をされていましたが、私も同じ印象をこの法律を見て思っています、もっとドライにやったほうがよくて、こいつが気に入らないと、これが悪であるということで余りストレートに狙い撃ちしてもしょうがない。その人がいい人か悪い人か余り関係ないので、ちゃんとした事業をきちんと展開してくれればいいので、そういうスキームを客観的にドライにつくればよろしいので、俗人的な要素に引っ張られないというふうにし要素を変えていくとよいのではないかと思います。

70条1項の6号なんていう話も、括弧書きの中も、丸括弧の中の(支配力するには……)ダーッと列挙されているのですけれども、いいのか悪いのか、そこまで言わなくても別のもっと簡単な文案があり得るのではないかということを思ったりしております。

以上です。

○小山委員 済みません。

○遠藤座長 小山委員どうぞ。

○小山委員 済みません、ヒアリングのときに、私は皆さんにお聞きした、議事録にも残っていますけど、「今回の更新制の導入と連座制の導入には反対ですか」と言ったら「反対

はしていません」とおっしゃったんですよね。それでもう一回言いますが、今度の字上がりで、もし100%厚生労働省のつくった制度が悪法であっても、法律ができていて、それで違反する人がいて、社会的に大きな批判があったから、その法律を直すという話になると、一体これは法治国家なのかどうなのかよくわかりませんが、本質は違うと思うんですね。

連座制がいいか悪いか、ここで議論するののかというよりも、制度は連座制を入れて、それは多分連座制を入れておかないと大変なことになるという議論が前提であって、そこまでして介護保険サービスを提供する事業者の質を担保させようというふうにして更新制と連座制が導入されたわけですから、私はもう一回、まっさらに制度をつくる議論をして、連座制の在り方を議論したところで、また大変なおかしな話で、この有識者の考える会が、連座制に少し修正したほうがいいのではないかという話になってしまうと、何のための有識者なのか、無知識者の集りだったのではないかという批判を受けることになると思うんですよ。システムとしてあって、おかしいですかと聞いて、事業提供者のほうは連座制を更新しても別におかしくないとおっしゃっているのに、また連座制についてはここでやめちゃうという議論をするのだとすると、何を根拠に連座制とか更新制をやめてしまうのかということですから、『連座制』の在り方書いてあるのだけど、在り方といっても、そうやってつくったのだから、それはそれでしょうがなく、もう一回、連座制を見直すのだったら、連座制を見直さなければいけない明確な理由がない限りその理論はなかなか難しい。

それから、連座制の中で更新の話で、更新は許してはいけないみたいな話が明文化されているけど、場合によっては許してやってもいいではないかみたいに直したらどうかという話がありますけど、これも厚生労働省がそういう意図で変更しなければいけないような事案があるとか、都道府県で実際に監督・指導されている方が、この文章のままではとても自分たちはやりきれないという何か明確な理由があれば考えなければいけないのでしょうか、そうでもなければ、連座制の在り方というのは、結論から言うとこのままではいいのではないですか。そのほうが、国民から見れば、そうか、こんなに連座制という……何ていうのですか、連座制というのはどうかわかりませんが、一族郎党全部死にみたいな強いことをやっているかもしれないけど、介護保険サービスという生活に密着したサービスを提供する事業者さんは、連座制とか更新制とかという非常に厳しい条件の中で事業展開して、私たちのために働いてね、というのが国民の声だと思うんですよ。だとすれば、この在り方を緩和するというのは、何を考えているのだという批判のほうが多いのではないかと考えています。

○遠藤座長 ありがとうございます。基本的には連座制をなぜ考え直すかという議題にしているかということ、継続的なサービス提供に支障があったということと関連があるかどうかということで議論されていると理解しています。ですから1つの考え方としては、連座制の問題はこのままにしておいて、むしろ継続的なサービス確保の在り方に何らかの対策

をとるといようなアプローチもあるわけですし、あるいは連座制の在り方を緩めるという考え方もあり得るし、いろいろ考え方があるという中で議論しているのだと理解しております。小山委員は、連座制はこのままでよろしいのではないかと、そういう御意見だったと理解いたしました。

ほかにございますか。それでは小島委員どうぞ。

○小島委員 連座制を批判されていることは、この辺の中でといたしますか、最近の評価という意味ではないと思います。連座制があったことによって秩序が今回維持されたという評価にむしろなるわけではないかと思えます。連座制ではなくて、連座制によって派生する問題をどう処理、そのあたりはうまくいってない部分があって、その部分に対する手当てについて検討していくというのがこの有識者会議の議論ではないかと私もそういうふうに思いまして、連座制自体を批判されているということは余り考えるべきではないかと思えます。

それに関しては、前回の会議でもいろいろ意見があって、そこに幾つか書いてあるわけですが、特に連座制に関連して都道府県知事がそれぞれ判断するといいますか、今は全国一律更新しないということに対して裁量の余地を与えたらどうかというような意見も出ていますけれども、そうしますと、実務の立場からすると、一律更新不可なんていうよりも、利用者の立場に立てば、今の事業者にやってほしいということになってしまうわけで、それだけ連座制の効用は減退するわけで、1県の中だけは連座制は提供されるけれども、そのほかの県はそれぞれ裁量でとなりますと、安全サイドに行くと、現状の事業者でいこうという判断がかなり強く働くと思われま。そういったときに連座制の効果は非常に軽減するわけですので、今回のようなインパクトのある形で市場から退場というようなことはなかったのではないかと思えば、こういうふうに緩めるということではなくて、一律更新不可というのが、それでもって法秩序が維持されたと理解すべきではないかと思えます。

○遠藤座長 御意見ありがとうございました。山本委員どうぞ。

○山本委員 ちょっとだけ補足させていただきますけれども、2つ議論があって、連座制をそもそも残すべきか残さざるべきかということと、残すことを前提として現在の状態から変えるべきかどうかという議論でして、今までの御意見を伺う限り、残すべきだという御意見が大勢のように思いますが、そうするとそれを前提としてそれを変えるべきなのかどうなのかというところで、それについては私は小山委員も言われたとおり、連座制のトリガーになっている問題事例が具体的にどのような事例なのか、要するに全国一律更新不可というドラスチックな効果をやはり維持しなければならないような性質の不正事例がたくさんあるのか、あるいはここに書いてあるような、もう少しフレキシブルな裁量的な対応が必要な事例になっているのかと。

そういう意味では「地域限定的な不正」と「横断的な不正」を区別するというのは1つあり得るところなのだろうなと思えます。ただ、その前提としては、その不正行為がどの

ように起こっているかということを確認する情報の共有のシステムは必要であって、横断的な不正が実際に起こっていることをきちんと認識できるようなシステムは必要なのだろうと思います。それを前提に横断的な不正だから全国一律に更新不可と。地域限定的な不正の場合にはその地域に限って裁量的に都道府県知事なりが更新不可とすることができるといふアプローチをとる場合に、もう一点、留意すべきこととしては、同じようなことをやっているのにある県では更新不可になって、ある別の県では更新が認められているというような地域間で余りにもひどいバラツキが出てくるようなことのないような措置は、もしこのような裁量的なフレキシブルな方向で改正を加えるのであれば、配慮すべきことではないかと思えます。

○遠藤座長 ありがとうございます。もしそのように弾力的に対応するのであれば注意をする必要があるということですね。ほかにございますか。よろしいですか。連座制の在り方は、先ほど申し上げましたように、その後の継続的なサービス確保の在り方の問題と非常に表裏の関係にありますから、また、そちらの問題は後ほど議論させていただきたいと思えます。

あと2ページの「その他」というのがありますが、これはその他なので文章として示されていませんが、「不正又は著しく不当な行為」の解釈、特に「著しく不当な」というところの解釈をもう少し明確にする必要があるのではないかというような議論があったかと思えますが、これについては何か御意見ございますか。これは私の記憶では多くの方が、特に「著しく不当な行為」、あるいは「不正」も入っているのかもしれませんが、解釈と適用基準の明確化が必要だということに言及されたように記憶しておりますけれども、ここの不明瞭なところが、逆に行政の上で困っているというようなことはございますか。狩野委員もしくは小島委員。

○狩野委員 よく条文の中の77条の取消をする場合に、ストレートに不正があったときとか、虚偽の報告があったときという条文を使えるときには、わざわざ「不正又は著しく不当な行為をした者があるとき」という条項は使う必要がないわけですから問題は生じないのですけれども、ほかの条文が使えないときにこの条文を使わざるを得ないような事態が生じたとき、若干この解釈が難しいというのは都道府県の立場としてありますね。ここの条文を多分使うのは、本当に今回のような例外で、通常は虚偽報告ですとか、不正があったときというふうに明確になっているわけですから余り生じない例だと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。そのような行政の現場からの御意見です。櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 この「不正又は著しく不当な行為」は、ある種の受け皿条項です。これは行政は困ることは余りなくて、むしろ申請者側といいますか、私人の側の事業者側のほうが予測可能性がないのではないかということでもむしろ問題は提起されるのだろうと思うのですが、これは行政手続法からいうと審査基準をつくらないといけないという話になっているから、多分ある程度具体化するということは本当はやらなければいけなくてやっておら

れるのかもしれませんが、幾つか典型例みたいな、仮に経験的にできるとすると、そういうのはある程度下位規範で具体化すると。だけど、最終的には同じような文言をそのほか、こういう「不正な場合」というふうに入れざるを得ないと、あとすべての事案を想定できませんので、想定できないような、しかし本来想定していれば当然条文つくったであろうというようなものについては残しておくのは当たり前のことで、立法技術としてはこういうのはなかなか全部なくすというわけにはとてもいかないし、あと多分ノンフィクションレーターを使うと、私大丈夫ですかというのを聞くことはダイレクトにできるのではないかと思うので、私人の側も恐らくそれを使われれば余り弊害はないのではないかと思います。

○遠藤座長 なるほど。実際に適用されるような案件も極めて少ないし、しかも立法上、普通このようなものが必ず1項のり代のように入っているというのが一般的であるというお話しだと思います。ほかにこれに関して御意見ございますか。よろしいですか。

それでは少し先を急ぎたいと思います。3ページ、「2. 指定事業者における法令遵守徹底のための必要な措置」というところでありまして、ここは少し「(1) 法人内の体制確保」と「(2) 指導・監督の在り方」、まとめて御意見いただければと思います。

○櫻井委員 是非御検討いただきたいのは、2のところ、4ページになりますが、最後の下から2つ目の「・」で「規制ばかりでなく……インセンティブを……」というところがあって、これは私は言った話なのですが、この仕組みの中で、指定制度についてどのように規制つくるかという議論されているのですが、この中で70条の2、「指定の更新」の話があって、要するにすごく多様な事業主体がいて、なるべく介護事業が少しでもよくなっていくような仕組みをつくる、そこを促していく、将来性のあるような、という流れが大事だと思いますので、芽をつむのではなくて、是非指定更新のところインセンティブをつくれるのではないかと思うのですが、この間も言ったかもしれませんが、例えばどこか一文入れて、コンプライアンス体制が良好と認めるような事業者については特例を設けて、指定の期間を6年ではなくてもうちょっと長くする。本来6年は長いかもしれませんが、例えば3年にして、で、良好と認める者については6年とすることができるみたいな条文があると、ちょっとずつ促されるのではないかと思います。指定取消とか、連座制とかということだけではなくて、そういうのを入れられると自然とというか、少し前に進むのではないか。ゴールド免許方式でやっていただくといいのではないかと思いますので是非お考え方いただきたいと思います。

○遠藤座長 今、4ページまで行ってしまいましたけれども、これは後の議論という形で、今先取りして承ったということで……

○櫻井委員 済みません。

○遠藤座長 とんでもないです。(1)、(2)で、特に御意見ございませんか。それでは小山委員。

○小山委員 法人内の体制確保についてはもっといろんなことがあるので、いろんなとこ

ろで検討してくださいという、ここに特に意見はないのですが、企業のトップマネジメントの資質の向上が必要というのも、まさにそれ一言になってしまうので、それはそれで何かつくって、法律以外にも関係団体とかもありますから、そこでそれはいいのですが、指導・監査の在り方で「行政がこまめに、かつ、機動的に体制づくり」というのですが、私を知る限り介護保険に関しての各都道府県さんの監督・指導の実態は本当によくやられていると思うんです。御存じかどうかわかりませんが、すべての事業所を3年に一遍ぐらいは必ず結構時間かけて回っていらっしゃるという実態で、医療機関など診療所だけで9万8,000ぐらいはあるわけで、医療保険よりは介護保険のほうが事業処理行っている数にはるかに高いのが実態だと思うんですよ。何でもこまめにと、何か知らないけど、公務員批判のある中で、こまめにもっと働けと、まめに働くのはいいのですが、私は介護保険事業の監査・指導に関しては、医療保険の悪口ではないのですが、医療保険とか生活保護制度とかいろいろありますから、それから見ればかなり一生懸命こまめに動いていますよということを一言言いたいです。

2つ目に言いたいのは、監査を一本化するとかということがありますが、この議論で欠けているのは、広域展開、全国展開の事業所については「国が直接指導・監督できる」と書いておいてもらわないと、今、このままでいきますと、さっきの議論と同じですけど、国といいますか、老健局さんの中で少しやってもらえるような仕組みをつくってもらわないと、今のままだと都道府県さんにみんな押しつけていって、何か後になると国が出てきて、そんなに大変ですぬみたいな感じになるので、その仕組みについてはどうやってつくのかかわからないのですが、御検討いただくということを意見にしたいと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。一番最初の議論したのと重なりますが、広域展開している場合の国が監査の主体となるという意見であります。ほかにございませんか。

それでは大事な問題として(3)が1つあるかと思えます。これは具体的な案が出ておりまして、似たようなアイデアなわけでありますが、制裁金を取りましょうというアイデアと、「保険給付+加算金相当額」を徴収金として取りましょうというアイデアが2つ出ているわけありますが、このペナルティについてどう考えるか、御意見ちょうだいできればと思います。

○小山委員 済みません、罰則なのですが、今度の場合は居宅の事業者だったのですが、たしかうる覚えですが、介護保険制度で特別養護老人ホームとか、ほかにもありますが、老人保健施設で一番大きい不正というか不当は職員がいないことなのですね。リハビリテーション職員がいないとか、看護師さんが足りないでも平気でやっているとか、それをみんなで隠蔽していて、職員が全部いますよと言ってやっている場合は、実は職員が減った、理学療法士や作業療法士どっちもないとかということになると、100人につき1人だから、あんたいませんねと。いけませんと介護報酬を30%差し引いて請求することになっているのですね。それで30%差し引いて請求しなければいけないのに、しないで満額もらっているとこれはかなり危ない。不正といえば不正なのですが、不正で、それが5年前からや

るとしますね。5年間の30%分だけの返還だけでもつぶれるのですが、その上に加算金がいけますから、5割ぐらいまで取られてしまって、特別養護老人ホーム、老人保健施設に関しては、もし一発、今の不正が見つければ、銀行も絶対お金貸しませんから即日つぶれます。5年間うそをついているところについては。

それを知っていてもまだ不正をやっているという介護保険施設があるとなれば、毎日刃物の上を歩いているようなものでいつ切られるかわからない。そういうのがあるかどうかということについては、ここで何とも言えないのですけれども、そういう形で施設の場合には金額がでかいので、不正をするということは施設を実質的に経済的に運営できないということなんです。

多分罰則強化といっているけれども、これ以上どうやって罰則するのかなという現実的な問題と、あと今回の事案だけでいけば、虚偽の申告をした場合に罰金刑があるとかというのであれば、それはそれでお考えいただいているのですけれど、ただ、罰金すごく高くしたところで余り効果がないと。しかし、そういうふうに言ったら、警察に勤めている人が、そんなことはない。飲酒運転100万円と言ったら、みんな飲まなくなるのではないかと。虚偽の申請をすると1,000万円とかということになれば、虚偽の申請をしなくなるかもしれませんが、行政的に見て虚偽の申請をしてくる人たちに何の罰則がないというののもちょっとおかしいのかなという意見であれば、介護報酬上の罰則ではなくて、そっちのほうの罰則は何か検討、私、法律の専門ではないですけど、できるならしていただければと思います。

○遠藤座長 ありがとうございます。既に介護報酬減額という形で経済学的なサンクションがかかるようになっていくという実態の解説があったわけです。これに関しまして何かほかに御意見ございますか。櫻井委員どうぞ。

○櫻井委員 罰則の話は2番目の話で、罰則以外のものも考えたほうがいいのかというのは私の意見なのですが、これを言ったのは、たしか東京都さんが罰則を設けるべきだと言ったから、それ以外の方法のほうがいいのかではないですかという、そういう文脈で申し上げたので、行政制裁金は、介護の関係ですと、行政制裁金つくるのは大変なんです。ちょっとB/Cが合わないかということもあるのと、一般論としましては、制裁としては罰則そのものというよりは、例えば更新をしないとか、インセンティブを含めてなのですが、取消をすれば、そういうサンクションのほうがずっと効くのです。なので、そういう意味で事後的な制裁措置としての、罰則そのものは機能不全に陥っているというのは共通認識ですので、過大な期待を持つ必要はないのですけれども、その限りにおいて、私の意見を、これはむしろ書いていただかなくても結構なぐらいで、違う実効性確保の手段を考えるべきだというふうに変えていただくとありがたいと思います。

○遠藤座長 わかりました。次回これをまとめる段階でそのような格好で修正したいと思います。ほかにございますか。罰則等について。山本委員どうぞ。

○山本委員 罰則に関しましては刑事罰ということになれば、これは一般予防的な観点か